

高槻市就労訓練事業 認定の手引き

令和3年4月

高 槻 市

健康福祉部 福祉指導課

目次

就労訓練事業の概要	P 2
1 生活困窮者就労訓練事業の認定の概要について	P 3
2 認定申請について	P 3～P 4
3 認定申請に必要な書類と留意事項について	P 5～P 6
(参考様式)	

就労訓練事業の概要

就労訓練事業は、直ちに一般就労を目指すことが困難な生活困窮者に対して、支援付きの就労（雇用契約に基づく労働及び一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するもの）の機会の提供等を行う事業であり、社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO 法人、営利企業等の自主事業として実施されます。

生活困窮者自立支援法においては、就労訓練事業の適切な実施を確保するため、都道府県知事等が事業を認定することとされています。

自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する機関）は、就労訓練事業者の開拓を行うとともに、就労準備支援事業の利用後に一般就労に結びつかなかった生活困窮者（※1）に対して、都道府県知事等（※2）の認定を受けた就労訓練事業の利用の機会をあっせんします。

就労訓練事業における就労形態は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する段階（以下「非雇用型」という。）と、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（以下「雇用型」という。）の2つが想定されていますが、どちらを利用するかについては、自立相談支援機関がアセスメントに基づき判断し、自治体が最終的に決定します。

※1 自立相談支援機関のアセスメントの結果、就労準備支援事業を利用することなく、就労訓練事業を利用する場合もあり得ます。

※2 高槻市長が認定を行います。

1 生活困窮者就労訓練事業の認定の概要について

生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号。以下「政令」という。）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）及び厚生労働省社会・援護局長の示す基準（平成27年3月25日社援発0325第20号。以下「局長通知」という）に定めるもののほか、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という）第10条第1項に定める「生活困窮者就労訓練事業の認定」（以下「就労訓練事業の認定」という）の実施については、高槻市就労訓練事業の認定に関する要綱に定めるほか、以下のとおりとします。

2 認定申請について

(1) 認定について

認定は、事業所ごとに高槻市長が行います。

(2) 申請書の提出先

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市 健康福祉部 福祉指導課 法人監理チーム

TEL 072-674-7821

※健康福祉部福祉事務所福祉相談支援課(TEL 072-674-7767)との事前協議が必要です。

(3) 認定の要件

ア 法人格を有すること。

イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 自立相談支援機関を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用しておそれのある者

(エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主

義的破壊活動を行った者

- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (キ) 破産者で復権を得ない者
- (ク) 役員のうちアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(4) 就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
 - ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
- ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
- イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
- ウ 自立相談支援機関を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援等の支援について必要な措置を講じること。

(5) 安全衛生に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(6) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

3 認定申請に必要な書類と留意事項について

(1) 必要な書類について

就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所ごとに次の書類を添えて、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第二号）（省令第二十条関係）」及び「誓約書（要綱様式第2号）」を高槻市長に提出すること。

※ 添付書類

- (ア) 定款
- (イ) 事業を開始することを法人で意思決定したことがわかる書類
- (ウ) 財産目録（前年度末日現在のもの）
- (エ) 追加事業用財産目録（追加事業に係るもの）
- (オ) 過去2年度分の財務諸表
- (カ) 事業計画（初年度）
- (キ) 事業所の概要、組織図
- (ク) 就労訓練事業を行う者の全部事項証明書（原本・発行後3ヶ月以内）
- (ケ) 役員名簿（法人）、職員名簿（事業にかかわる職員）
- (コ) 責任者の履歴書
- (サ) 図面（附近見取図、配置図、平面図）

※社会福祉法人、生活協同組合など他の法律に基づく監督を受ける法人については、添付を要しません。

※複数の事業所を同時に申請する際は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（別紙）（要綱様式第1号）により、まとめて申請することができます。

(2) 認定通知等

市長は、申請に対する認定又は不認定を行ったときは、申請者に対し生活困窮者就労訓練事業認定通知書（要綱様式第3号）又は生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（要綱様式第4号）により通知するものとする。

(3) 認定を受けた就労訓練事業の変更

認定を受けた就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）に関し省令第22条第1号又は第3号から第5号の各号に掲げる事項について変更があった場合は、速やかに変更のあった事項及び年月日を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（要綱様式第5号）により市長に提出すること。

認定就労訓練事業に関し省令第22条第2号に掲げる事項について変更しようとする場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業事前変更届（要綱様式第6号）により市長に提出すること。

※ 添付書類

- (1) の書類のうち、必要と認めるもの

(4) 廃止の届出

認定就労訓練事業を行う者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（要綱様式第7号）を市長に提出すること。

(5) 認定の取消

市長は、認定就労訓練事業者が省令第21条の各号及び局長通知に適合しないものとなったと認めるときは、法第10条第3項に基づき当該認定を取り消すことができることとし、取消を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（要綱様式第8号）により通知するものとする。

(6) 報告徴収

認定就労訓練事業者は、市長から法第15条第2項の報告を文書で行うよう求められたときは、報告徴収書（要綱様式第9号）に必要事項を記載して提出すること。